

## 「私立専修学校等教育振興費補助金に係る住民監査請求」についての監査結果の概要

- 1 請求書の提出日 平成26年8月11日
- 2 監査結果の通知日 平成26年10月8日（監査期限：同年10月10日）

### 3 請求の要旨

#### (1) 措置要求事項

知事に対し、平成25年度に学校法人A（以下「本件法人」という。）に交付した私立専修学校等教育振興費補助金（以下「本件補助金」という。）（333万円）について、本件法人に返還を求め、また、今後の本件法人への本件補助金の交付を停止するよう勧告することを求める。

#### (2) 請求の理由

請求人が本件法人から提起された貸金返還請求訴訟の判決により確定した事実によると、本件法人は、請求人に2億円の貸付けを行い、利息と遅延損害金を付して、その回収を行おうとしている。これは、学校法人が貸金業類似の事業を行い、収益を挙げているものであり、私立学校法第26条第1項及び第61条第1項に抵触する。このような不適切な運営を行っている本件法人に、本件監査対象の補助金を交付した行為は違法又は少なくとも不当である。

- 4 監査対象部局 地域振興部及び産業・雇用振興部

### 5 監査結果

本件請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却した。

その理由は以下のとおりである。

#### (1) 貸金業、貸金業類似の事業該当性について

貸金業法第2条第1項の「金銭の貸付け」とは、利息付きであるか否かは問わず、「業として行う」とは、反復継続し、社会通念上、事業の遂行とみることができる程度のもをいうと解されている。

監査対象部局の陳述等によると、請求人が主張する2億円の貸付行為（以下「本件貸付行為」という。）は、本件法人が学校用地を取得するための一連の取引に係る付随的な性格を有しているものであること、利息等の有無に関わらず、社会通念上、「事業の遂行」と認められる程度のもではなかったことから、上記の考え方に照らして、本件法人が貸金業法に規定する「貸金業」を営むものではないと判断されており、当該判断が特段不合理ないし不相当なものとは認められない。

また、請求人の主張する貸金業類似の事業という概念は法上ないが、上記同様、「事業の遂行」と認められる程度のもではなかったと判断されており、当該判断が特段不合理ないし不相当なものとは認められない。

(2) 私立学校法第26条第1項及び第61条第1項に抵触するか否かについて

監査対象部局の陳述等によると、本件貸付行為は、貸金業を営むものではなく、また、貸金業類似の事業とは言えず、さらに、単に、確定した判決に基づき、学校用地を取得するための一連の取引に係る債権の回収を行うことは収益事業とは言えないことから、本件法人に私立学校法第26条第1項に反する事実は認められず、同法第26条第1項及び第61条第1項に抵触しないと判断されており、当該判断が特段不合理ないし不相当なものとは認められない。

(3) 本件監査対象の補助金の交付手続について

監査対象部局の陳述等によると、交付申請書の提出から、交付決定、現地調査、完了実績報告書の提出、額の確定、収支決算書の提出に至るまで、県補助金等交付規則及び本件補助金交付要綱に従い処理されており、本件監査対象の補助金の交付手続について、特に問題があったとは認められない。

(4) 結論

請求人の主張するいずれの点についても理由がなく、また、本件監査対象の補助金の交付手続について、特に問題があったとは認められず、補助金交付に係る公益上の必要性に関する知事の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められないことから、本件監査対象の補助金の交付を違法又は不当であるということとはできないと判断する。

また、このことから、現時点で、今後の本件法人への本件補助金の交付を停止すべき事由も認められないと判断する。

※監査結果本文については、平成26年10月14日付けの県公報に登載予定